

政治活動用事務所の立札及び看板の証票について

公職の候補者等（公職の候補者又は公職の候補者になろうとする者及び現に公職にある者）及び公職の候補者等の後援団体が、政治活動のために使用する事務所において掲示する立札及び看板には、選挙管理委員会が交付する証票を表示しなければなりません。築上町長選挙、築上町議会議員選挙の公職の候補者等及びその後援団体に係る証票の交付は、築上町選挙管理委員会に申請してください。

1. 掲示できる看板等の総数（町長・町議会議員の選挙に係るもの）

- (1) 公職の候補者等 1 人につき 4 枚
- (2) 同一の公職の候補者等に係る後援団体のすべてを通じて 4 枚

(公職選挙法施行令第 110 条の 5 第 1 項第 8 号)

2. 掲示できる枚数

1 つの政治活動用事務所に掲示できる立札及び看板の類は、通じて 2 枚以内

(公職選挙法第 143 条第 16 項第 1 号)

候補者等と後援団体の事務所が同一の場所である場合には、それぞれ 2 枚を掲示することができます。

3. 掲示できる場所

立札及び看板の類は、「政治活動のために使用する事務所ごとに、その場所において」掲示しなければなりません。

(公職選挙法第 143 条第 16 項第 1 号)

4. 大きさ

縦 150cm 横 40cm 以内（逆も可）

* 看板に足がついている場合は、その足部分も含まれます。

5. 証票の表示

築上町選挙管理委員会が交付する証票を表示しなければいけません。

- ・公職の候補者等の申請分：シルバー色の証票
- ・後援団体の申請分：青色の証票

6. 証票の有効期限

令和 8 年 1 月末（4 年ごとに更新）

7. 証票の申請手続

- ・ 証票交付申請書（候補者等 4枚まで）
様式2号：（申請者が候補者等の場合における証票交付申請書）
- ・ 証票交付申請書（後援団体 4枚まで）
様式3号：（申請者が後援団体の場合における証票交付申請書）
様式4号：（候補者等の同意書）
- ・ 申請先 築上町選挙管理委員会事務局（総務課行政係内）

【問い合わせ先】

築上町選挙管理委員会（総務課行政係内）

0930-56-0300 【内線313】